

22. 東海市

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願・陳情に対する回答

平成19年10月17日（水）

13:30～15:00

東海市立商工センター中会議室（3階）

【1】憲法第25条、地方自治体法第1条を踏まえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

（回答—社会福祉課）

地方公共団体は、憲法を始めとする法令の規定より、各種事務事業を実施しているものであり、住民の福祉の増進のために総合的・計画的に施策を行うものとしています。

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

① 住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。

（回答—知多北部広域連合）

平成18年度より実施済です。

② 障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。

（回答—知多北部広域連合）

知多北部広域連合においては、障害者控除の対象となるには、要介護が3以上であること、6ヶ月以上ねたきりであること、さらに主治医意見書の状況が対象者に該当するかが要件となっております。

イ　すべての要介護者に「障害者控除対象者認定書」または、「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答—知多北部広域連合)

現状では、障害者控除対象者であるか否かは、データ化されていないため、個別に検索しなければわかりません。また申請書を提出していただいても該当しないため認定できない場合があることなどから、すべての要介護認定者に送付することは考えておりません。

なお、知多北部広域連合において、要介護認定の結果通知書を送付する際に、要介護3以上の方には障害者控除に関する案内文を添えております。

ウ　「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。

(回答—知多北部広域連合)

知多北部広域連合においては、必要に応じて最新の「障害者控除認定書」を交付しております。複数年使用につきましては、税務署と協議をし、検討していきます。

③ 福祉給付金の支払いは、現物給付(窓口無料)にしてください。当面、自動払いしてください

(回答—国保課)

本市では、平成16年11月診療分から包括申請を採用し、自動払いとしております。現物給付につきましては、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の施行に合わせて、実施できるよう愛知県と検討中であります。

④ 老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準（夫婦世帯520万円、単身383万円）に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

(回答—国保課)

本市では、平成14年10月診療分から現在のような所得に応じた負担割合に改正されましたが、該当者に通知（個別送付）をして申請をお願いしていますが、若干名から申請されておりません。しかし、制度内容が難しいと思われるため、申請があったものとみなして、自動的に「現役並み所得者」から除いています。

- ⑤ 2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いとしてください。

(回答—国保課)

まだ国から申請方法等が示されておりませんので、愛知県後期高齢者医療広域連合の動向を見守ってまいります。

- ⑥ 子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付（窓口無料）にしてください。

(回答—国保課)

本市は、平成17年4月から未就学児まで入通院を現物給付（窓口無料）にし、平成19年4月から入院を小・中学生まで助成拡大し、受診件数が少ないため償還払いで実施しています。ご理解いただきますようお願いします。

- ⑦ 国民健康保険の保険料（税）2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

(回答—国保課)

東海市は、6割・4割軽減を実施しており、2割軽減はありません。

- ⑧ 出産・育児一時金の受取代理（受領委任払い）制度を実施していない市町村は実施してください。

(回答—国保課)

出産育児一時金の受領委任払いについては、平成12年4月から実施しておりま

す。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施設を充実してください。

1 安心できる介護保険について

(1) 介護保険について

- ① 保険料・利用料減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

(回答—知多北部広域連合)

介護保険は、介護を国民皆で支えあう制度で、保険料を支払った人に必要な給付を行うことが前提であり、減免制度の実施に際しては次の3要件を遵守すべきとされています。知多北部広域連合は、この3原則を遵守するとしております。

- i 保険料の全額免除をしない。
- ii 収入のみに着目した一律の減免をしない。
- iii 保険料減免分に対する一般財源の繰入をしない。

② 介護保険料について

★ア 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答—知多北部広域連合)

知多北部広域連合の独自減免制度を実施いたしております。

第3期介護保険事業計画において、その要件を緩和しました。

保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

イ 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

(回答—知多北部広域連合)

不動産の所有については、減免の審査対象としていませんが、預貯金については世帯単位で350万円（世帯員2人以上の場合は、1人当たり100万円

加算した額) 以下としております。なお、国は一律の減免を禁じています。(介護保険料に関する苦情には、不動産や預貯金を多く有する方でも所得段階が低くなることに対するものもあります。陳情者側のいわれる「低所得者」の説明をお願いします。)

③ 利用料について

★ア 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(回答—知多北部広域連合)

知多北部広域連合の独自減免制度を実施いたしております。

第3期介護保険事業計画において、その要件を緩和しました。

保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。

毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

イ 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

(回答—知多北部広域連合)

高額介護サービス費の限度額の引き下げは、平成17年10月からの介護保険制度改革において、低所得者対策の観点から、国において新第2段階(市町村民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方)の設定がなされており、独自の限度額の設定は考えていません。

区分	世帯の上限額	個人の上限額
生活保護の受給者の方等	15,000円	15,000円
世帯全員が市町村民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円	15,000円
	24,600円	15,000円

税で 合計所得金額と課税年金収 入額の合計が80万円を超 える方		24,600 円	24,600 円
市町村民税課税世帯の方		37,200 円	37,200 円

ウ 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。

(回答—知多北部広域連合)

国の軽減措置としての食費及び居住費の負担限度額認定者に対する「特定入所者介護サービス費」及び「特例特定入所者介護サービス費」といった補足的給付は適正に実施いたしております。なお、独自の減免制度は考えていません。

- ④ 要支援、要介護1の人に対する車いすや介護ベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。

(回答—知多北部広域連合)

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについては、平成19年4月1日から運用の一部が見直しされたことに伴い、知多北部広域連合では、「軽度者に対する福祉用具貸与費の算定可否確認申請書」（居宅（介護予防）サービス計画書、サービス担当者会議の記録及び福祉用具を必要とする理由が確認できる書類を添付）の提出をもって、貸与の要否の判断を行うこととなりました。また、居宅介護支援事業所等へは、書類の作成にあたって、できるだけ容易な作成方法を周知しています。

- ⑤ 地域包括支援センターについて

★ア 地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配置し、介護予防のケアプランを立ててもらえない利用者を出さないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。

(回答—知多北部広域連合)

小中学校区の組み合せを基本に地理的条件及び社会的条件等を考慮して日

常生活圏域を設定し、それぞれの圏域を担当する地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターは、訪問等による対応を行っています。

人員配置につきましては、平成19年度から各包括支援センターで職員が増員となっております。

※ 参考 各地域包括支援センター担当圏域の平成19年4月1日現在の高齢者人口

東海北5, 575人、東海東6, 133人、東海南5, 939人

大府東6, 304人、大府西6, 557人

知多北8, 493人、知多南6, 284人

東浦 8, 581人

各地域包括支援センター担当職員の平成19年4月1日現在の増員状況

東海北3→4、東海東3→4、東海南5→5

大府東3→4、大府西4→5

知多北4→7、知多南5→5

東浦 4→6

イ 介護予防のマネージメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

(回答—知多北部広域連合)

認知症高齢者や老人（高齢者）の虐待問題は、高齢者人口の増加に伴い重要な課題となると考えています。認知症高齢者や、高齢者虐待の問題や地域支援のネットワークの形成については、市町村が責任を果たすことは勿論のことではありますが、同時に、地域の方々のご協力が欠かせないものと考えていますので、よろしくお願いします。

なお、知多北部広域連合に地域支援担当を配置し、各地域包括支援センター間の調整や助言に努めています。また、各市町単位で地域包括支援センター、保健担当部局及び福祉担当部局の連絡・調整会議が定期的に開催されており、連携を深めています。

ウ 民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果た

せる水準に引き上げてください。

(回答—知多北部広域連合)

地域包括支援センターや保健センターが実施する地域支援事業は、政令で定められた額の範囲で行うものとされており、18年度は、知多北部広域連合が介護保険事業計画において定めた保険給付費見込み額の2%以内、19年度は2.3%以内、20年度は3%以内となっています。地域包括支援センターについては、平成19年度より、包括的支援事業委託料に加え、特定高齢者把握事業委託料を新たに設け、地域包括支援センターの業務量増加に配慮しています。

- ⑥ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

(回答—知多北部広域連合)

待機者の解消については、重要な課題と考えています。入所施設及び地域密着型サービスの基盤整備については、第3期介護保険事業計画の実現に向け、知多北部広域連合及び関係市町と連携して進めています。

- ⑦ 人材確保と質の向上のために

- ア ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。

(回答—知多北部広域連合)

知多北部広域連合独自の研修事業として、介護支援専門員・サービス事業者合同研修、介護支援専門員研修を開催しています。研修内容は、地域包括支援センターと協議し決定しています。また、知多北部広域連合が支援する形で関係市町ごとに地域包括支援センターが中心となって介護支援専門員ケアプラン事例検討会を開催しています。

さらに、広域連合独自の研修のほか、愛知県主催の研修会などへの参加を促しており、介護支援専門員の資質向上の一助となるよう取り組んでいます。

- イ 介護労働者の処遇が適正におこなわれるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局

と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。

(回答—知多北部広域連合)

知多北部広域連合では、事業所に対する指導監査等を通じて勤務状況を把握し、適切なサービスが提供されるよう指導・助言に努めています。また、労働基準監督署や県労働局からの通知等については、事業所への情報提供に努めています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

(回答—知多北部広域連合)

地域支援事業の任意事業は、現在のところ、介護サービス適正実施事業、認知症高齢者見守り事業、福祉用具・住宅改修研修事業だけとし、他の保健福祉事業は、市町の単独事業として実施しています。食事サービス事業等、介護予防・地域支え合い事業から地域支援事業の任意事業の対象となった事業について、平成17年度まで実施していた事業は、市の単独事業として一般財源で継続実施しております。

② 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答—保健福祉課)

昼食を毎日配る配食サービス事業を実施しています。また会食方式(社会福祉協議会実施)も年6回実施しています。

③ 独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

(回答—保健福祉課)

軽度生活支援事業として、訪問援助員の派遣事業を実施しています。

④ 要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

(回答—保健福祉課)

現在の財政状況では、厳しいものがあります。

⑤ 住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

(回答—保健福祉課)

1件10万円、住民税が非課税の家庭のかたは40万円以内の補助事業を実施しています。

⑥ 介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

(回答—保健福祉課)

しあわせ村にバスを送迎し、温浴室やトレーニングルーム、集会室の利用促進による生きがいづくりを実施すると共に、地域の公民館・市民館、集会施設での高齢者を対象としたいきいき元気教室、はつらつ貯筋教室、おきらくサロンなどの出前講座をきめ細かく開催し、介護予防、生きがいづくりを実施している。

2 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

★① 公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

(回答—国保課)

65歳以上の人の公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止については、17年度以後の所得税、18年度の市県民税から適用となります。国民健康保険税は老年者控除がありませんので、公的年金控除の縮小分が負担増となつた層もあり、そのため、経過措置として段階的に引上げとなる緩和策がとられています。

② 市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

(回答—国保課)

市としては、国の政策以外は現在の市の財政状況では難しいと考えております。

3 高齢者医療の充実について

- ★① 2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

(回答—国保課)

70歳以上の高齢者の医療費1割分を助成しますと、市単独事業として実施することとなり、県や国の補助対象となりませんので、多額の財源が必要となります。このため、現在の東海市の財政状況では難しいと考えております。73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者についても同様です。

- ② 福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答—国保課)

上記①で回答しましたとおり、70歳以上の高齢者の医療費を助成しますと市単独事業として実施することとなり、県や国の補助対象となりませんので、多額の財源が必要となります。

このため、現在の東海市の財政状況では難しいと考えております。73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者についても同様です。

- ★③ 後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

(回答—国保課)

保険料につきましたは、未定のため回答できません。後期高齢者医療広域連合の動向をも守ってまいります。

4 子育て支援について

- ★① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

(回答—国保課)

本市は、平成19年4月から通院は未就学児まで、入院は小・中学生まで助成

しています。未就学児までは現物給付（窓口無料）にしております。小学生・中学生の入院につきましては、受診件数が少ないため償還払いを実施しております。ご理解いただきますようお願いします。

★② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

（回答—国保課）

本市では、市単独事業として健診につきましては7回分、産後は1回分、計8回を実施しています。これ以上の拡大は考えておりません。

③ 妊産婦医療費無料制度を新設してください。

（回答—国保課）

本市では既に、妊婦治療に関する医療費の無料化を市単独事業として実施しております。これ以上の拡大は考えておりません。

④ 就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

（回答—学校教育課）

就学援助費の認定については、所得額だけでなく、在籍状況、家庭状況や学校納付金の納付状況等についても調査する必要があり、市町村窓口で受付をした場合、これらの調査を学校に依頼することとなるため、学校で受付するよりは事務処理に時間がかかります。

当教育委員会としては、事務処理を円滑に進めるため、受付を学校でできるようにしているものです。

5. 国保の改善について

① 制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。

（回答—国保課）

国民健康保険法の精神によりすすめてまいりたいと考えております。

★② 保険料（税）について

ア. 保険料（税）の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

（回答—国保課）

保険料（税）の減免制度については、均等割、平等割の6割・4割軽減措置を行っており、この減額した額については、国・県から負担がありますが、減免の範囲を拡大することは、他の被保険者の負担が増えることにつながるため、慎重に対処する必要があります。

収納率向上のため、納税相談機会の充実、徴収体制の強化等を実施するとともに、更なる減免拡大の是非を含め、今後とも有効な方策について調査研究するよう考えております。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

（回答—国保課）

均等割の対象としないことは、他の被保険者の負担が増えることにつながること、又、そのための財源が必要となること等影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

（回答—国保課）

減免の範囲を拡大することは、他の被保険者の負担が増えることにつながること、又、そのための財源が必要となるなど影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9／10以下」にしてください。

（回答—国保課）

減免の範囲を拡大することは、他の被保険者の負担が増えることにつながること、又、そのための財源が必要となるなど影響があります。現在の国保会計

の状況では難しいと考えております。

★③ 保険料（税）滞納者への対応について

ア 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。

（回答—国保課）

国保事業は、国民皆保険の柱であり、医療給付と負担は共に公平でなくてはならないものと考えております。このため、理由もないのに国保税を納めていたたけない方については、資格証明書を交付しております。特別な事情のある世帯には、弁明書等を提出していただくことにより、既存の保険証を発行してまいります。資格証明書は、12年度に介護保険導入に合わせて国民健康保険法が改正されたことにより実施するもので、理由もなく滞納している方には、必要な制度と認識しております。

なお、短期保険証の交付は、「東海市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する対策要綱」に基づいて実施しております。

イ 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

（回答—国保課）

国民健康保険税を支払いきれない加入者には、保険証更新時、各種給付支払時、個別訪問時等による面談の機会を設け、個々の生活実態に合った納付をお願いしております。

ウ 保険料（税）の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

（回答—国保課）

保険税の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限がありますが、特別な理由書を提出していただくことにより、現在交付しております。

④ 国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

(回答—国保課)

まだ社会保険事務所等から実施方法等が示されておりませんので、交付して
おりません。

⑤ 一部負担金の減免制度（国保法第44条）の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口に
おくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定
をつくってください。

(回答—国保課)

一部負担金の減免規定については、平成18年度から設けました。

⑥ 国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

(回答—国保課)

傷病手当、出産手当については、以前からの要望もあり、調査しましたが他
に実施している保険者はありませんでした。これは、長期の入院等により収入
が減ったという、生活維持者を特定するのが困難であるためと、本市も含めた
国保特別会計の財政状況からと思われ現在のところ実施は考えておりません。
新設した場合の必要額につきましては、実施を検討する際に試算いたします。

6 生活保護について

① 生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

(回答—社会福祉課)

生活保護は国民生活の最後の拠り所であるということを十分に認識しておりますので、面談相談においては、真摯な態度で相談に応じており、親切丁重に
法の趣旨や制度概要の説明を行うとともに助言を行っております。そして保護
の必要な方には適切に対応しております。

7 障害者施策の充実について

① 4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、
資産要件を撤廃してください。

(回答—社会福祉課)

現時点で、利用者負担算定に係る資産要件の撤廃の予定はありません。

- ② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(回答—社会福祉課)

現時点で、地域生活支援事業の利用者負担算定を総合算定とする予定はありません。なお、当市では、地域活動支援センターの利用者負担はありません。

- ③ 移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また 利用時間上限を設げず、必要とする時間を支給してください。

(回答—社会福祉課)

現時点で、利用範囲を拡大する予定はありません。なお、当市では、利用時間上限は設定していません。

- ★④ 精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

(回答—国保課)

本市としては、市単独事業として通院分について医療費の助成を実施しており、平成18年4月診療分から精神に関する入院費についても自己負担額の2分の1を助成しています。

平成20年4月から手帳1・2級保持者の精神疾患の医療費を愛知県の補助対象にする予定ですので、愛知県に合わせるような助成内容に調整・検討してまいります。

- ⑤ 障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

(回答—社会福祉課)

現時点で、障害児の福祉サービスの利用者負担をなくす予定はありません。

なお、当市では、障害児通所施設に係る福祉サービスの利用者負担と給食費について、独自の軽減（昨年9月まで適用されていた負担額を上限とする。）を行っています。

- ⑥ 学齢障害児(小学生～中高生)の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また 余暇支援として移動支援などを充実してください。

(回答—社会福祉課)

放課後や休日に利用していただける日中一時支援サービスについては、8事業所が対応しています。移動支援については、11事業所が対応しています。今後とも、サービス体制の充実に努めます。

- ⑦ 地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

(回答—社会福祉課)

当市では、地域活動支援センターに係る人件費を含めた経費は、全額委託料としています。(小規模授産所は当市にはありません。)

8 健診事業について

- ★ ① 特定健診・がん健診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また 実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

(回答—保健福祉課)

がん検診、歯周疾患検診につきましては、適正な受益者負担をしていただくことで安定したサービスを提供しております。

なお、高齢者、低所得者等には、いずれも減免制度を設けております。

また、がん検診は一部集団方式、個別医療機関方式を併用していますし、歯周疾患検診につきましては、個別医療機関方式で、実施時期、期間につきましては、市医師会との協議によって決めております。

特定健診につきましては、今後検討していくものです。

- ② 歯周疾患検診及び75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく年1回受けられるようにしてください。

(回答—保健福祉課)

歯周疾患検診は、年1回とし、40・50・60・70歳の方を対象としています。

75歳以上の健診については、高齢者医療確保法に基づき、後期高齢者医療広域連合が健康診査を行います。（努力義務）

③ 子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

（回答—保健福祉課）

子宮がん・乳がん検診は、年1回としております。

④ 前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

（回答—保健福祉課）

前立腺がん検診は、年1回としております。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1 国に対する意見書・要望書

① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。

（回答—国保課）

5年に一度の年金制度の見直しがありますが、市としましても必要であれば、社会保険事務所を通じて国へ要望してまいります。

② 後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。

（回答—国保課）

後期高齢者医療制度の詳細が未定のため、回答できません。今後、県後期高齢者医療広域連合に要望してまいります。

③ 介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください

い。

(回答—保健福祉課・社会福祉課)

介護保険に係る国庫負担の見直しについては、全国介護保険広域推進会議の決議をもって国に働きかけをしています。（その他については、国における制度改正の趣旨を踏まえ、現在のところ意見書、要望書の提出は考えていません。）

障害者自立支援法に基づき規定されている利用者負担、報酬単価に係る意見書、要望書の提出予定は、現時点では、ありません。

- ④ 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

(回答—国保課)

平成17年4月診療分から未就学児は入通院、平成19年4月診療分から小学生・中学生の入院の医療費を助成対象といたしました。また、妊産婦の検診につきましても8回（産後1回含む）までを無料といたしております。

なお、子ども医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担につきましては、国の動向を見守ってまいります。

- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。

(回答—財政課)

ようやく景気の拡大が顕著となったこの時期に安易な消費税率の引き上げは、再び景気を後退させる可能性もあり、避けるべきだと考えます。しかしながら、今後深刻化が予想される少子高齢化に伴う年金、医療、介護等社会保障財源に対応する財政制度の確立も必要と考えますので、消費税率の引き上げについては長期的見地の下で慎重に検討する必要があると思われます。本市としましても、機会をとらえ市長会等を通して国へ要望してまいりたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ① 2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74

歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

(回答—国保課)

高齢者の医療費は、年々増加するばかりで、多額の財源が必要となります。

県の財政状況では難しいと考えておりますが、県の動向を見守ってまいります。

② 福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。

(回答—国保課)

上記①で回答しましたとおり、70歳以上の高齢者の医療費は、年々増加するばかりで、多額の財源が必要となります。このため、現在の東海市の財政状況では難しいと考えております。

③ 後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。

(回答—国保課)

愛知県後期高齢者医療広域連合の動向を見守ってまいります。

④ 子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。

(回答—国保課)

愛知県は、平成20年4月から未就学児までは入通院、小学生・中学生までは入院を補助対象にする予定のようです。

⑤ 削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

(回答—国保課)

国保事業の運営において県補助金は重要な財源でございますので、県補助金の増額については、要望してまいります。

⑥ 精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

(回答—国保課)

新たに、平成20年4月から手帳1・2級保持者の精神疾患にかかる医療費を補助対象にする予定のようです。自立支援医療の通院医療費については、要望してまいります。

- ⑦ 4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

(回答—社会福祉課)

現時点では、意見書・要望書の提出の予定は、ありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。

(回答—国保課)

保険料についても未定で、今後の動向を見守ってまいります。

- ② 低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。

(回答—国保課)

老人保健医療でも同様でありましたが、所得に応じ、低所得者に配慮した自己負担限度額が設定されているようありますので、ご理解いただきますようお願いします。

- ③ 保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。

(回答—国保課)

短期証・資格者証など未定で、今後の動向を見守ってまいります。

- ④ 健診を、今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。

(回答—国保課)

広域連合の今後の動向を見ながら、本市の健診事業などと調整してまいります。

- ⑤ 県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。

(回答—国保課)

広域連合の今後の動向を見守ってまいります。